口腔保健条例未設置都府県における口腔保健の推進に関する条例設置等に関するヒアリング結果

調査時期:平成29年9月

調査対象:口腔保健条例を設置していない全ての都府県歯科保健担当課

平成 29 年 9 月 25 日 現在

ヒアリング事項	主な回答
・口腔保健の推進に関する条例(以下、条例)を策	● 歯科口腔保健対策については、各都府県における健康増進関連計画に明記されており、それに基
定していない理由についてお聞かせください。	づき施策を推進しているため、新たに条例を設定する必要性が低いため。
	● 歯科保健事業の主な実施主体は区市町村になるため、統一的な条例を制定することは困難であり、
	策定したとしても、理念にとどまる内容にならざるを得ないから。
・条例を策定する予定はありますか。	● 現時点で予定はない。
(ある場合⇒いつ頃を目指していますか)	
第12、13条(目標、計画その他基本的事項の策定等)	● 各都府県健康増進計画や都府県歯科口腔保健計画等において策定している。
・目標・計画その他基本的事項を策定していますか	
(している場合⇒どこに策定していますか。例:健	
康増進計画 等)	
第7条(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)	● イベントや広報誌等を活用した普及啓発等を実施している。
・歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に	(例) 口腔衛生週間を設定、歯科保健大会の開催 等
向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関す	
る国民の意欲を高めるための運動の促進等につい	

て、進捗状況を教えてください。	
第8条(定期的に歯科健診を受けること等の勧奨等) ・定期的な歯科検診の受診を促進するための施策について、進捗状況を教えてください。 第9条(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等) ・障害者等が、定期的に歯科健診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な施策について、進捗状況を教えてくださ	 各都府県計画に定期的な歯科健診受診に関する施策・目標について明記し、各自治体や関係団体と協力の上、普及啓発を行っている。 (例)県計画に定期的な歯石除去等ケアを受ける者の増加を目標項目として設定しており、定期健診・ケア受診を促すためのイベント等普及啓発や市町村や事業所でのモデル事業等を実施等 各都府県計画に障害者等が定期的に歯科検診を受けることに関する施策・目標について明記し、各自治体や関係団体と協力の上、必要な施策を行っている。 (例)口腔保健医療センターを拠点とし、障害者等への歯科健診や治療、またへき地における障害児(者)歯科検診、地域の歯科医療機関向けの研修等を実施(予定)等
い。	
第10条(歯科疾患の予防のための措置等) ・歯科疾患の予防、歯科口腔保健のための措置に関する施策について、進捗状況をお知らせください。	 各都府県計画に歯科疾患の予防のための措置等に関する施策・目標について明記し、各自治体や関係団体と協力の上、必要な施策を行っている。 (例)フッ化物洗口実施施設数の増加を目標項目として設定し、フッ化物洗口実施拡大を推奨。3歳児むし歯有病者率の減少を目標項目と設定し、幼児期のむし歯予防を目的とした取り組みを実施。食育に関する講習会を開催し、食育支援対策を実施等
第11条(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等) ・口腔の健康に関する実態の定期的な調査の実施について、進捗状況を教えてください。	● 定期的に、各都府県民健康・栄養調査や口腔内状況調査を実施し、集計している。 (例)未就学児施設への調査、介護保険施設等における口腔のケアに関する調査 等
第15条 (口腔保健支援センター) ・口腔保健支援センターを設置していますか。	はいー25% いいえー75%

・口腔保健支援センターでの関係者の連携におい	● 設けている。
て、協議の場を設けていますか。	(例) 協議の場として審議会を設置し、計画の推進や評価等についての審議を実施 等
(設けている場合、どのように連携しているのか、	
具体的に教えてください。)	
・市町村との連携体制について、下記の点について	① 定期的な会議や研修会において、歯科口腔保健に関するデータや施策の進捗状況等について情報
現況を教えてください。	提供・情報交換を行っている 等
① 情報提供の体制	② 各都府県で集計した市区町村のデータを提供し、市区町村の支援を行っている 等
② 基本的事項策定の支援の状況	